

## 社会福祉法人圓会 評議員 報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人圓会評議員に報酬を支給する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 評議員が第3条の職務を行った場合、報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる評議員の職務)

第3条 報酬を支給することができる評議員の職務は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(報酬の額)

第4条 評議員の報酬は、1時間未満の職務の場合は支給対象外とし、1時間以上の職務を行った場合は、日額7,000円を支給する。

(報酬の併給の禁止)

第6条 常勤職員が報酬の支給対象となる職務を行っても報酬は支給しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

## 社会福祉法人圓会 理事・監事 報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人圓会理事及び監事に報酬を支給する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事及び監事が第3条の職務を行った場合、報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる理事・監事の職務)

第3条 報酬を支給することができる理事の職務は次のとおりとする。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (5) 保有する株式に係る議決権の行使
- (6) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- (7) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (9) コンプライアンス（法令順守等）の体制の整備
- (10) その他の重要な業務執行の決定 等

2 報酬を支給することができる監事の職務は次のとおりとする。

- (1) 理事の職務の執行の監査
- (2) 監査報告の作成
- (3) 法人の業務及び財産の状況の調査

(報酬の額)

第4条 理事及び監事の報酬は、1時間未満の職務の場合は支給対象外とし、1時間以上の職務を行った場合は、日額で下記金額を支給する。

理事長 14,000円

理事 7,000円

監事 7,000円

2 理事長及び理事に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、前記に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

3 監事に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、上記の報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(報酬の併給の禁止)

第6条 常勤職員が報酬の支給対象となる職務を行っても報酬は支給しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則      この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。  
             この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。  
             この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。  
             この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。  
             この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。

## 社会福祉法人圓会 評議員選任解任委員 報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人圓会評議員選任解任委員に報酬を支給する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 評議員選任解任委員（以下「委員」という。）が第3条の職務を行った場合、報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

### (報酬支給の対象となる委員の職務)

第3条 報酬を支給することができる委員の職務は次のとおりとする。

- 理事会より提出された評議員選任候補者の推薦及び解任の提案に基づく審議及び承認

### (報酬の額)

第4条 報酬は、1時間未満の職務の場合は支給対象外とし、1時間以上の職務を行った場合は、日額7,000円を支給する。

### (報酬の併給の禁止)

第5条 常勤職員が報酬の支給対象となる職務を行っても報酬は支給しない。

### (改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。